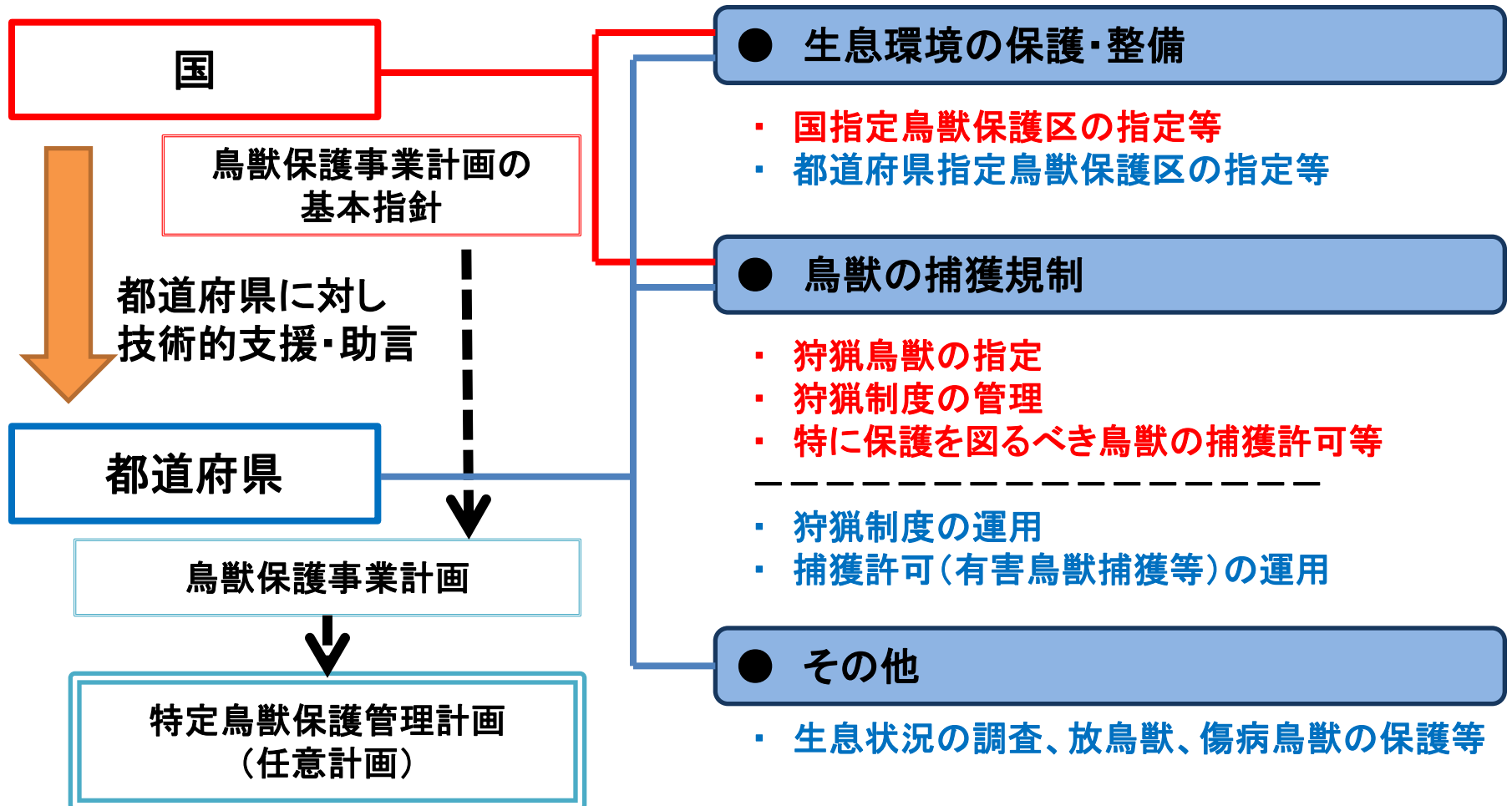


鳥獣保護法の体系

【法律の目的】

鳥獣の保護を図るための事業の実施、鳥獣による被害の防止、猟具の使用に係る危険の予防

生物多様性の確保、生活環境の保全及び農林水産業の健全な発展に寄与



狩猟と許可捕獲

- 鳥獣保護法では、狩猟と許可捕獲を除き、野生鳥獣の捕獲は原則禁止。
- 有害捕獲や個体数調整、学術研究等の目的で捕獲する場合は、都道府県知事等の許可が必要。

狩 猟

（狩猟鳥獣を、定められた猟法、定められた期間で捕獲。）

許可捕獲

（有害捕獲：農作物等の被害防止のため、都道府県知事等の許可を受けて捕獲
 ・個体数調整：特定鳥獣保護管理計画で定めた特定鳥獣の数の調整のため、都道府県知事等の許可を受けて行う捕獲。等）

区 分	狩 猟	有害捕獲	個体数調整
定 義	法定猟法により狩猟鳥獣を捕獲等（捕獲又は殺傷）	農林水産業又は生態系等に係る被害の防止の目的で鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵採取等を行うこと	法第7条に基づき都道府県知事が作成した特定鳥獣保護管理計画で定めた特定鳥獣の数の調整を行うこと
対象鳥獣	狩猟鳥獣（48種） ※卵、ひなを除く	鳥獣及び卵	特定鳥獣
捕獲及び採取の事由	問わない	農林水産業等の被害防止のため(注)	特定鳥獣の数の調整のため
個別の手続き	不要（狩猟免許の取得、毎年度猟期前の登録が必要）	許可申請が必要 申請先：都道府県知事等	許可申請が必要 申請先：都道府県知事等
捕獲できる時期	・北海道以外：11月15日～2月15日 ・北海道：10月1日～1月31日	許可された期間 （年中いつでも可能）	許可された期間 （年中いつでも可能）
方 法	法定猟法（網・わな猟、銃猟）	法定猟以外も可 （危険猟法等については制限あり）	法定猟以外も可 （危険猟法等については制限あり）

注)被害等のおそれがある場合に実施する予察による捕獲は、この限りではない。

鳥獣被害防止特別措置法

鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律

【法律の目的】 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための施策を総合的かつ効果的に推進し、農林水産業の発展及び農山漁村地域の振興に寄与

農林水産大臣が被害防止施策の基本指針を作成

基本指針に即して、市町村が被害防止計画を作成
平成25年10月末現在、1,369市町村で策定*

※都道府県と協議中のものを含む

(具体的な措置)

- 権限委譲：都道府県に代わって、**市町村**自ら被害防止のための鳥獣保護法の**捕獲許可の権限**を行使（権限委譲）
- 財政支援：**特別交付税の拡充**（計画作成後の駆除等の経費：交付率5割→8割）、**補助事業による支援**（捕獲・追い払い、侵入防止柵、食肉処理加工施設など）など、必要な財政上の措置
〔【農林水産省】 鳥獣被害防止総合対策交付金(平成26年度予算:95億円 / 平成25年度補正予算30億円)
鳥獣被害防止緊急捕獲等対策(平成24年度補正予算:129億円) 〕
- 人材確保：鳥獣被害対策実施隊を設け（平成25年10月末現在745）、民間隊員については非常勤の公務員とし、**狩猟税の軽減措置**（1/2）、当面の間、隊員等に銃刀法の猟銃所持許可時の技能講習免除等を措置

鳥獣保護法と鳥獣被害防止特措法の連携

- 国と地方の連携、行政間の連携（環境行政、農林水産行政）強化を進めるとともに、狩猟者、地域住民、専門家等の多様な主体との連携が重要。

